

防防国（事）第253号
令和3年10月15日

大臣官房長
各局長
各幕僚長 殿
防衛装備庁長官
各地方防衛局長

事務次官
(公印省略)

日英円滑化協定（仮称）の実施に向けた作業チームの設置について
(通達)

標記について、別紙のとおり定められたので、遺漏なきよう措置されたい。

添付書類：別紙

日英円滑化協定（仮称）の実施に向けた作業チーム設置要綱

（設置）

第1 日英円滑化協定（仮称）の円滑かつ適切な運用に向け必要となる防衛省所管の法令等に係る検討及び協定実施のための取決め等の交渉その他各種業務を行うため、当分の間、防衛政策局国際政策課に日英円滑化協定（仮称）の実施に向けた作業チーム（以下「チーム」という。）を置く。

（チームの構成等）

第2 チームは、チーム長及びチーム員をもって構成し、次に掲げる者をもって充てることとし、防衛政策局国際政策課長の命を受け、業務を実施する。

（1）チーム長 防衛政策局国際政策課防衛協力制度企画室長

（2）チーム員 防衛政策局国際政策課長の指名する部員及び事務官等 若干名

陸上幕僚監部、海上幕僚監部又は航空幕僚監部の自衛官であって、それぞれ所属の幕僚長からチームの事務に従事することを命ぜられた者 それぞれ若干名

2 チームは、業務の進捗状況に応じ、関係部局と所要の連絡・調整を実施するものとする。また、関係部局は、チーム長から資料の提出その他の依頼があった場合は、これに協力するものとする。